

令和4年度予算編成方針

1. はじめに

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症による影響を機に、デジタル技術を活用した柔軟な働き方、環境問題への意識の高まり、地方暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めているとし、今後とも感染症対策へ全力で取り組みながら、内外の変化を的確に捉え、経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、4つの原動力「グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り、少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」を重点として推進していくこととしている。

特に、「官民挙げたデジタル化の加速」については、デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立や民間のDX（デジタルトランスフォーメーション）の基盤整備への官民一体となった取り組みを加速させ、デジタル時代の官民インフラを今後5年間で一気に作り上げ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築するとしている。

また、当面の経済財政運営について、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、「成長と雇用の好循環」実現を目指すとしているが、9月の月例経済報告において、日本経済の基調判断について「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とされ、先行きについて、景気が持ち直していくことが期待されるが、内外の感染症の動向等の影響による下振れリスクの高まりに十分留意する必要があるとのことであり、今後の国の動向や経済状況、感染症対策などに注視していく必要がある。

当市に目を向けると、歳入では、自主財源の柱となる市税のうち、生産年齢人口の減少により個人市民税、税制改正の影響により法人市民税の減少が予想されるほか、固定資産税でも下げ止まらない地価の影響から減少していくことが見込まれ、歳出では、道路、公園、橋梁、市営住宅などの長寿命化、老朽化する各公共施設の計画的な維持管理についても継続的に行っていく必要がある中、財政見

通しにおいては、コロナ収束後の病院事業会計の経営状況などの懸念要素や令和5年度以降に再び収支不足が発生する見込みであるなど、引き続き厳しい財政運営が予想されている。

このような厳しい状況の中、収支不足の圧縮のため、今一度、一般行政経費をはじめとした全ての事業、施策について検証及び見直しを実施し、市税等の自主財源のほか、留萌市応援寄附金や市外からの新たな財源の確保に向けた取り組みを進めながら、健全かつ持続可能な財政運営を基本とした令和4年度予算編成に取り組むことになるが、明年3月は市長の改選期となるため、当初予算は経常的な経費を中心とした骨格予算編成とする。

2. 具体的な予算編成について

■ 基本的事項

- ・ 前述のとおり、財政見通しにおいて、収支不足が発生する厳しい財政運営が予想されていることから、令和4年度の予算編成についても、持続可能な財政運営に向けて引き続き健全化の取り組みを進めていく必要がある。
- ・ 自主財源の柱となる市税等について、さらなる収納強化を図るとともに、全ての事業・施策について改めて検証及び見直しを実施するとともに、一般行政経費については、マイナスシーリングを実施せず、枠配分による予算要求とするが、事業効果や効率、今後の方向性など、各事業についてしっかりとした検証を行い、費用対効果が低い事業などは抜本的な見直しに取り組み、前年度を踏襲し漫然と実施することのないよう取り組むこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として中止された、事業及び会議、イベント等については、改めて必要性や効果等を検討し、廃止・休止等の見直しを行うこと。また、消耗品費などの感染対策経費については、令和3年度の各実施事業において整備した物品等を活用した上で、必要となる経費について精査し、原則として枠配分において予算要求すること。
- ・ DXの推進にあたり、国やベンダーからの情報収集に努め、オンライン申請や自治体情報システムの標準化等に向け、既存システムの更新時期に見合った移行手段や導入による効果等について精査すること。
- ・ 職員一人ひとりが前例に捉われることなく、一層の柔軟な発想と創意工夫により下記重点政策に則した事業の実施に向け、積極的に予算編成に取り組むこ

と。

- ・ 前年度当初予算だけに捉われることなく、令和２年度決算及び現年度予算の執行状況に基づく分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえ適正な予算額の計上に努めること。
- ・ 既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するための最善の方法は何か、最少の経費で最大の効果を生む方法であるかを十分検討すること。
- ・ 事務事業評価をもとに、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に徹底した見直しを行うこと。
- ・ 投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費については、中期財政計画を基本とすること。
- ・ 予算編成については、年間の財源の見通しを得た上で行うこと。ただし、今後、財源の確保が困難となった場合や、経営の悪化など中期財政計画と大きな乖離が発生した場合、また、地方財政措置が大きく変更となった場合においては、予算の執行段階において一部の経費について執行を停止することがある。
- ・ 予算要求については、新規の施策等を除いた骨格予算編成となることから、継続事業及び早期発注が必要な政策的経費の要求にあたっては十分に検討すること。

■ 重点政策

令和４年度においては、第６次総合計画、総合戦略など市の方針を示した各計画の主旨を踏まえたうえで、次の項目についても考慮することとする。

- ① 市民の生活力の向上
- ② 稼げる留萌への基盤づくり
- ③ 市民の安心の実現

■ 個別事項

歳入に関する事項

歳入の計上は、各科目を通じ過大な見積りをすることなく、適正な財源を計上すること。特に、国、道の施策や補助金の見直し等、財政措置の変更について十分注意すること。

令和２年度一般会計決算で市税及び市税外収入における収入未済額は、令和

元年度と比較して約2,300万円減少したものの、合計で7,600万円を超えており、このことは市民の行政運営に対する強い不信感を招くものであることから、負担の公平という観点からも徹底した収納対策の強化を図り、全力で財源の確保に取り組むこと。

特に、非強制徴収公債権や私法上の債権については、債権管理条例に基づき支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行などを行うとともに、債務者の実情に応じ、履行延期の特約や徴収停止などの適切な措置を行い、漫然と時効まで滞納状況を放置することのないようにすること。

・ 市税

制度改正、地域経済の情勢等を見極め、税負担の公平を期するための課税客体の的確な捕捉を行い、過大、過少にならないよう的確に見積もること。

また、徴収にあたっては、景気回復の実感が乏しく厳しい地域経済の状況ではあるが、公平性の観点からも収納率の向上に努めるとともに、さまざまな収納対策を講じ、全力で財源の確保に取り組むこと。

・ 地方交付税、地方譲与税、その他交付金

国の予算や地方財政計画などの情報を分析し、的確な予算を見積もること。

・ 分担金及び負担金、使用料及び手数料

住民負担の公平と受益者負担の原則から、行政サービスコストを再認識し、現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。

また、収納率が悪化しているものについては、数値目標を立て、達成に向け強制執行等も含め、全力で財源の確保に取り組むこと。

各種受益者負担金は、一般行政経費等の特定財源であり、その歳出予算の執行にあたっては、予算で計上した受益者負担金が全額収納されることが前提であることに留意すること。

・ 国、道支出金

制度改正に十分留意するとともに、既存制度や新制度の積極的な活用について検討し、特定財源の確保に努めるとともに、的確に予算を見積もること。

- ・ **財産収入**

財産の現況を把握し、財産区分の適正化を図るとともに、遊休財産や貸付財産については、計画的に処分すること。また、財産の貸付けにあたっては適正な対価を徴するとともに、料金の見直しが必要と判断したものはその実施に向け取り進めながら、収納率の向上を図ること。

- ・ **寄附金**

留萌市応援寄附金については、魅力的な特産品等のPRの推進を図り、交流人口や販路の拡大により地域経済への波及効果を促しながら、積極的に収入の増加を図ること。

- ・ **繰入金**

毎年度同様の基金運用にとらわれず、各種基金を原資に、基金の目的や市民善意（寄附）の意思に沿った活用を検討すること。

- ・ **諸収入**

受益者負担の原則に立つものは現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。また、恒常的に雑収入として収納しているものについては、新たに予算科目を設定（決算書に準じる。）し、予算を見積もること。

滞納となっている料金等については、債権管理条例に基づく支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行なども含め、適切な債権管理に努めること。

また、広報誌や封筒、新たな媒体を活用した広告料収入など、歳出予算を確保するための新たな財源も常に検討すること。

- ・ **市債**

投資事業の財源とする市債の年度内発行額については、中期財政計画における財政規律（基準）を考慮した8億円以内を目安とし、各事業債の充当率は、本来充当率とするほか、過疎対策事業債（ソフト分）についても1億円を目安として財源とすること。（中期財政計画期間中の令和3年度から令和7年度において45億円以内を目安とする）

歳出に関する事項

経費を6分類として予算編成するので留意すること。

また、各施策の検討に当たっては、事務事業評価の結果を十分に検証し、各事業の継続の要否を判断するとともに、選択と集中により効率的な予算計上に努め、予算流用や不用額が生じないよう的確に見積もること。

分 類	内 容
義 務 的 経 費	職員給与費、会計年度任用職員報酬等、扶助費、公債費
一 般 行 政 経 費	義務的経費、投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費、繰出金等以外の全ての経費 (委員等報酬・一般施策経費・事務的経費・協議会等負担金・施設等維持管理費・車両等維持管理費・その他に分類)
投 資 的 経 費	資本形成を目的とした支出(百万円以上の備品購入費、補助金、債務負担行為によるものも含む。)
補助金・助成金等	個人や団体等に交付する現金的給付
臨 時 的 政 策 経 費	単年度若しくは期限が設定されている事務事業に要する経費
繰 出 金 等	特別会計繰出金、一部事務組合負担金等

① 義務的経費

・ 職員給与費

現行の定員適正化計画に沿った職員数及び、国家公務員の給与改定に準じて見積ること。

時間外勤務手当においては、年間の事務事業処理計画を立て、業務効率の向上や民間委託等の外部能力の活用などにより縮減に努め、本俸の7%相当額の予算計上とする。

・ 会計年度任用職員報酬等

正職員と会計年度任用職員の定数管理を明らかにするとともに、人数は前年度以内を原則とし、また、業務内容に則した人員配置等について、総務課と協議すること。

・ 扶助費

国や道の制度改正に十分留意するとともに、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招かぬよう的確に見積もること。

- ・ **公債費**

長期金利の動向に留意し、的確に見積もること。

一時借入金については、基金残高、金利の動向等を考慮し、的確に見積もること。

② 一般行政経費

別に示す枠配分による予算要求を原則とし、特に今年度は事業効率や効果、今後の方向性を中心に財務課において全件査定を実施するが、令和2年度の不用額等の状況や、現年度予算の執行状況を反映させることとし、前例踏襲の予算とならないよう留意し、仕様の見直しや省力化による経費節減、デジタル化への対応についても併せて検討すること。

また、各施設の老朽化が進んでいることから、施設そのものの存在意義を再検証するとともに、個別施設計画に基づいた必要な修繕を計画的に行い、一時に多大な費用を要することがないように留意すること。

③ 投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費

上記3分類については、事務事業評価により優先順位や実施の可否、事業年度、事業費を決定しながら、第6次総合計画に基づき事業展開すること。

投資的経費については、肉付け後の予算を含めて中期財政計画の中で設定を検討している財政規律（基準）を考慮し、市債の発行額8億円以内を目安とした事業予算規模とすること。

補助金・助成金等については、債務が確定している利子補給金及び国や道の補助制度に基づくもののみ当初予算での要求とし、原則として補正予算で対応することとするほか、「補助金等に関する見直しガイドライン」に基づき、ゼロベースから所管としての必要性や見直し策及び積算根拠を明確にした要求とすること。

臨時的政策経費については、時期的に必要なもののみ当初予算での要求とし、その他は補正予算での対応とするほか、事務事業評価により重点政策に沿った事業を優先し実施すること。

上記3分類に充当する一般財源の総額について、令和5年度以降に予想される収支不足の圧縮を図るため実施する事業の見直しを最大限反映しつつ、過疎対策事業債（ソフト分）、留萌市応援寄附金や基金繰入金を財源として事業展開できる（予備費を除く。）こととするが、今後示される地方財政計画の内容によ

っては変更する場合がある。

④ 繰出金等

特別会計繰出金及び一部事務組合負担金に係る一般行政経費に見合う経費についても改めて検証及び見直しを実施し見積もること。

なお、一部事務組合において新規の負担が発生する場合は、特に、その事務事業の実施方法について、初期投資等だけで判断するのではなく、運営及び維持管理におけるコスト等についても十分に精査し、最善の実施方法によりの確に見積もること。

特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計においては、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

企業会計においても「独立採算」の基本原則のもと、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

また、各会計職員の令和4年4月1日予算定員については、定員適正化計画及び病院改革プランに沿った人員配置を基本とし、一般会計と連携を図ること。

なお、サービスの拡大や新たな政策的事業の展開などについては、安易に一般会計に財源補てん目的の繰出しを求めることのないよう、各会計が収支への影響など十分検討するとともに、新たな資金不足の発生や拡大がないよう経営の健全化に全力で取り組むこと。

3. おわりに

予算編成においては、市民のニーズを日々感じながら事業を推進している担当部局が果たす役割は極めて重要であり、多様化・複雑化する行政課題と向き合い、どのような事業が必要なのか、再構築できる事業はないのかを問い続け、効果的・効率的な施策事業に磨き上げていくとともに、予算査定での議論を通して市にとって真に必要な事業を選択し、限られた経営資源を集中的かつ効果的に配分していくことが求められている。

職員一人ひとりが柔軟な発想や既存の制度に捉われない新たな視点を持ち、歳入を意識した施策の展開を図りながら、稼げる留萌への基盤づくりをより一層推進し、市民の生活力の向上や安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組みを進

めていくことを強く期待する。